

○富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第137号

富士見市次世代自動車購入促進補助金交付要綱（平成31年告示第95号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び大気環境の改善を図るため、次世代自動車及び充給電機器を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業所 富士見市内に所在し、事業活動が行われる場所をいう（建物の総床面積のうち2分の1以上が居住の用に供されているものを除く。）。
- （2） 事業者等 市内に事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- （3） 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう（当該電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。）。
- （4） プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部から充電をすることができる検査済自動車をいう（当該電動機が鉛電池によって駆動されるものを除く。）。
- （5） 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- （6） 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車であって、自動車検査証に燃料が圧

縮水素であることが記載されているものをいう。

- (7) 次世代自動車 電気自動車等及び燃料電池自動車をいう。
- (8) 据置型電気自動車等充電設備 電気自動車等の充電及び次世代自動車から電力を取り出して住宅への供給が可能な設備をいう。
- (9) 可搬型外部給電器 次世代自動車から電力を取り出す機器のうち、可搬型のものをいう。
- (10) 充電機器 据置型電気自動車等充電設備及び可搬型外部給電器をいう。
- (11) 次世代自動車等 次世代自動車及び充電機器をいう。
- (12) 初度登録等 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第59条第1項に規定する新規検査（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）を受けることをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の4第1項第4号に規定する使用の本拠の位置が市内である次世代自動車の所有者（購入時に所有権が販売会社等に留保されている場合にあつては、使用者）
- (2) 市内に引き続き1年以上住所を有する者又は市内に事業所を有している事業者等
- (3) 市税（富士見市税条例（昭和32年条例第15号）第3条第1号から第3号までに規定する税、富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）第1条に規定する都市計画税及び富士見市国民健康保険税条例（昭和32年条例第1号）第1条に規定する国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (4) 過去において同一若しくは同種の次世代自動車に係る補助金の交付又は同一若しくは同種の充電機器に係る補助金の交付を受けたことがない者（その者と同一の世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する世帯をいう。）に属する者を含む。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める要件に

該当しない者

(令4告示466・一部改正)

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業は、次世代自動車等を購入し導入する事業とする。

2 補助の対象となる次世代自動車等は、リース契約により貸与されたものではなく、未使用であり、かつ、別表に掲げる要件を満たすものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費は、当該次世代自動車等の導入に要した費用とする。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気自動車 15万円
- (2) プラグインハイブリッド自動車 5万円
- (3) 燃料電池自動車 50万円
- (4) 据置型電気自動車等充給電設備 3万円
- (5) 可搬型外部給電器 3万円

(補助金等交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の市長が定める期日は、次世代自動車の初度登録等日（充給電機器にあっては、機器の引渡日。以下この項において同じ。）の属する年度（当該初度登録等日が2月1日から3月31日までの場合にあっては、翌年度）の6月1日から翌年2月15日（その日が富士見市の休日を定める条例（平成2年条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後に到来する当該休日でない最初の日）までの間とする。

3 規則第4条第2項に規定する実績を証する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 次世代自動車等の導入に係る契約を確認することができる書類の写し
- (2) 次世代自動車等の導入に係る費用の支払を確認することができる書類の写し
- (3) 導入した次世代自動車に係る自動車検査証（道路運送車両法施行規則第35条の4に規定する事項を含む。）の写し
- (4) 充給電機器の引渡しを受けた日を確認することができる書類の写し

- (5) 導入した次世代自動車等の性能を確認することができる書類
- (6) 導入した次世代自動車等の保管又は設置が確認できる写真
- (7) 導入した次世代自動車等が保管又は設置されている場所が分かる図面等
- (8) 法人の登記事項証明書（申請者が事業者等である場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類

（令4告示466・一部改正）

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第7条 規則第7条に規定する補助金等交付決定・却下通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

（補助金等交付請求書の様式）

第8条 規則第16条第2項に規定する補助金等交付請求書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第9条 規則第19条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により導入した次世代自動車については初度登録等を受けた日から、充給電機器については引渡を受けた日から起算して3年とする。

2 規則第19条第2号に規定する市長の定めるものは、補助事業等により導入した次世代自動車等とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第466号）

（施行期日）

1 この告示は、道路運動車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（次項において「改正法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付要綱第6条第3項第3号の規定は、改正法施行日以後に交付された自動車検査証について適用し、同日前に交付された自動車検査証については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の富士見市次世代自動車等導入促進補助金交付要綱別表の規定は、令和8年2月1日から適用し、同日前に残価設定ローン等により取得した次世代自動車については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象	要件
次世代自動車	次のいずれにも該当するもの ア 初度登録等を受ける四輪以上の自動車（中古の輸入車を除く。）であるもの イ 自家用又は社用の自動車であるもの ウ 第一種原動機付自転車ではないもの エ 残価設定ローン等により取得した場合は契約期間が3年以上であること
据置型電気自動車等充給電設備	電気自動車等の充電及び次世代自動車から電力を取り出して住宅への供給が可能な設備であるもの
可搬型外部給電器	次世代自動車に搭載された電池に充電された電気を電気機器へ供給することができ、かつ、可搬型のもの

様式第1号（第6条関係）

（令4告示466・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）